

日本養護教諭教育学会役員を選出に関する内規

- 第1条 選挙管理委員は、隣接する2つのブロック（「北海道・東北」と「関東」, 「中部」と「近畿」, 「中国・四国」と「九州」の組み合わせで北からの輪番）の会員から各2名計4名を理事会が推薦し、総会で選出する。
- 第2条 選挙管理委員の任期は、総会で承認された日から選挙結果公表の日までとする。
- 第3条 選挙管理委員は選挙権および被選挙権を有する。
- 第4条 役員選出の手続きは次のとおりとする。
- (1) 選挙管理委員の互選により選挙管理委員長を決める。
 - (2) 選挙管理委員長は、選挙を実施する前年12月のハーモニー発行時に、別に定める様式によって役員選出について告示する。
 - (3) 選挙管理委員長は、学会事務局に「選挙有権者名簿」の作成を要請する。
 - (4) 学会事務局は、選挙実施年度の前年度の会費の納入状況を確認して「選挙有権者名簿」を作成する。
 - (5) 選挙管理委員会は、学会事務局に「被選挙者名簿」の作成を要請する。
 - (6) 学会事務局は、「選挙有権者名簿」の中から引き続き3年以上会員であった者を確認して「被選挙者名簿」を作成する。
 - (7) 選挙管理委員会は、所属ブロックごとの「選挙有権者名簿」及び「被選挙者名簿」を確認し、会員への送付を学会事務局に要請するとともに作業日程を伝える。
 - (8) 学会事務局は、会員からの確認に基づく正規の名簿を7月中旬までに作成し、選挙権を有する会員への郵送準備を行う。
 - (9) 選挙管理委員会は、8月上旬までにブロックごとに「被選挙者名簿」と「投票用紙」を有権者に郵送する。
 - (10) 理事の人数は、前年度の会費納入状況の確認時点における各ブロックの会員数の比率に応じて決める。会員数が最も多いブロックは理事2名とし、この会員数を1として、その4分の3以上の会員数であるブロックも理事2名とする。
 - (11) 選挙管理委員会は、9月上旬までに「投票用紙」を回収し、開票・集計を行う。
 - (12) 選挙管理委員会は、ブロックごとに、得票数の多い順に役員就任の意向を書面によって確認する。得票が同数の場合は、会員歴の長い順に確認する。
 - (13) 選挙管理委員長は、選挙実施後の総会において、新役員の氏名を公表する。
- 第5条 役員承認の手続きは次のとおりとする。
- (1) 新役員は、総会後に現理事長が招集する。
 - (2) 新役員は次期理事長を互選する。
 - (3) 選出された次期理事長は、4月の新体制発足までに、地域と職域・年齢等を考慮して若干名の理事を指名し、次期理事の承認を得るものとする。
 - (4) 監事を含む新役員体制は、5月のハーモニー紙面において公表する。

(附則) この内規は、2007年10月7日に制定し、同日より施行する。

(附則) この内規は、2008年10月19日に一部改正し、同日より実施する。

(附則) この内規は、2012年10月7日に一部改正し、同日より実施する。

日本養護教諭教育学会常任理事に関する内規

- 第1条 常任理事は、それぞれ「総務」「学会誌編集」「学術」「学会活動」を担当する。
- 第2条 総務担当常任理事は、学会の庶務及び会計等の会務を処理する。
- 第3条 学会誌編集担当常任理事は、学会誌の発刊及びハーモニーの発行等の会務を処理する。
- 第4条 学術担当常任理事は、学術集会及び研究助成や研究奨励等の会務を処理する。
- 第5条 学会活動担当常任理事は、学会活動委員会等に関する会務を処理する。
- 第6条 理事長と理事（常任理事を含む）は理事会を組織し、会務に関する審議等を行う。

（附則） この内規は、2008年10月19日に制定し、同日より実施する。

（附則） この内規は、2010年10月10日に一部改正し、同日より実施する。

日本養護教諭教育学会学術集会の開催に関する内規

- 第1条 次期学術集会の開催地は、前年度と異なるブロックの中から選定する。
- 第2条 開催実績のある地区・大学などにおける開催を妨げない。
- 第3条 学会長の指名にあたっては、学会への貢献度（会員としての年数、理事・監事・幹事の経験、学会発表の回数、学会共同研究または助成金研究への応募状況等）と養護教諭教育への貢献度（養護教諭養成の経験、現職養護教諭としての経験等）を勘案し、複数の候補者がいる場合は年長者を優先する。

（附則） この内規は、2008年10月19日に制定し、同日より実施する。

日本養護教諭教育学会研究助成金研究の選定に関する内規

(目的)

第1条 養護教諭教育（養護教諭の資質や力量の形成及び向上に寄与する活動）に関する研究の発展を目的として、会員の特色ある研究に対して助成を行う。

(応募資格ならびに募集)

第2条 応募資格ならびに募集は次の通りとする。

- (1) 研究担当者については、学会員の資格を有する者とする。
- (2) 募集は、学会ホームページならびに機関紙で公募し、毎年度9月10日を締めきりとし、申請先までメールで申請書を提出する。
- (3) 採択件数は、毎年度2件以内とする。

(研究助成期間と助成金)

第3条 研究助成期間ならびに研究助成金は次の通りとする。

- (1) 研究の助成期間は1年を原則とする。
- (2) 研究助成金は、一件10万円とする。

(選定基準)

第4条 申請された研究は、次の選定基準に基づいて理事会で審議し、年次総会で承認を受ける。

- (1) 研究目的が趣旨に沿っており、研究の独自性があること。
- (2) 研究方法が目的に対応しており、研究計画が適切であること。
- (3) 期待される成果が、養護教諭の資質や力量の形成及び向上に寄与する活動に資すること。
- (4) 助成金の使途が適正であること。
- (5) 研究代表者について、これまでに本助成金を取得していない研究代表者を優先する。
- (6) 研究代表者について、上記の選定基準が満たされておれば現職養護教諭を優先する。

(成果の報告)

第5条 研究助成金を受けた研究は、機関紙にその申請内容について報告し、成果は次年度の学術集会で発表する。

- 2 研究助成金を受けた研究は、原則として助成期間終了後1年以内に会誌に投稿する。対象年度終了後3年を経過しても研究成果を学会誌に公表できない場合は、研究代表者に助成金の返却を求める。

(附則) この内規は、2013年10月13日に制定し、2014年4月1日より施行する。

(附則) この内規は、2016年10月9日に一部改正し、同日より実施する。

日本養護教諭教育学会投稿奨励研究の選定方法等について

1) 趣旨と内容

養護教諭教育（養護教諭の資質や力量の形成及び向上に寄与する活動）に関する研究の一層の発展を図ることを目的として、特に現職養護教諭による研究の推進を目指して投稿奨励研究の制度を設ける。

本制度は、年次学術集会で学会員が発表した研究を対象として、学会長などの推薦を受けたものの中から理事会で投稿奨励研究を選定し、選定された研究の発表者に、日本養護教諭教育学会誌への投稿を勧めるとともに、査読費用を免除する特典を与えるものである。

2) 選定の手続き

- ① 学術集会学会長、一般演題座長、本学会理事が、学術集会で発表した一般演題の中から、投稿奨励研究としてふさわしい演題を推薦する。
- ② 理事会で、投稿奨励研究2題を選定し、発表者に連絡して投稿奨励を行う。
- ③ 選定結果の公表は、ハーモニーで行う。
- ④ 学会誌掲載時には、投稿奨励研究であることを明記する。

3) 選定基準

研究者は学会員であること、ならびにその研究内容が学会の趣旨に沿っており、研究の独自性に優れていること。

4) 実施開始年度

2010年度に開催される第18回学術集会（大阪）から開始する。

（附則） この規定は、2009年10月11日に制定し、2010年4月1日より実施する。

（附則） この規定は、2010年10月10日に一部改正し、同日より実施する。

日本養護教諭教育学会名誉会員の推薦に関する内規

第1条 名誉会員の推薦は、理事が毎年度6月末日までに様式1に必要事項を記載し、被推薦者が記載した様式2を添付して理事長に推薦する。

第2条 被推薦者は本学会員であることとする。

第3条 理事長は理事会に提案し、審理にもとづき名誉会員候補者を決定し、総会に報告する。

第4条 名誉会員は、学術集会総会日をもって就任する。

（附則） この内規は、2011年10月9日に制定し、同日より実施する。

日本養護教諭教育学会倫理綱領

制定：2005年10月9日

日本養護教諭教育学会は、学問の自由を踏まえつつ、個人の尊厳及び人権の尊重その他の倫理的観点並びに科学的観点から、研究に携わるすべての関係者が遵守すべき事項を定めることにより、社会の理解と協力を得て、研究の適正な推進が図られることを願い、本倫理綱領を定める。

前文

日本養護教諭教育学会会員は、教育及び研究・地域活動によって得られた成果を人々の心身の健康及び社会の健全化のために用いるよう努め、社会的責任を自覚し、以下の綱領を遵守する。

(責任)

第1条 会員は、養護教諭に関する教育・研究及び地域活動に責任をもつ。

(説明と同意)

第2条 会員は、養護教諭の職務、教育・研究及び地域活動に際して、対象者又は関係者に研究の内容を説明し、対象者又は関係者の同意を得た上で行う。

(守秘義務)

第3条 会員は、養護教諭の職務、教育・研究及び地域活動において、知り得た個人情報及び団体のプライバシーを守秘する。

(研究成果の公表)

第4条 会員は、研究対象者又は関係者の情報の保護のために必要な措置を講じた上で、研究成果を公表しなければならない。

(倫理の遵守)

第5条 会員は、本倫理綱領を遵守する。

- 2 会員は、原則としてヒトを対象とする医学研究の倫理原則（ヘルシンキ宣言）を遵守する。
- 3 会員は、原則として疫学研究に関する倫理指針（平成14年文部科学省・厚生労働省）を遵守する。
- 4 会員は、原則として子どもの権利条約を遵守する。
- 5 会員は、その他、人権に関わる宣言を尊重する。

(改廃手続き)

第6条 本綱領の改廃は、理事会が行う。

(附則) この倫理綱領は、2005年10月9日から施行する。